五年法律第六四号)の施行期日は、平成二六年一 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成) 日を定める政令(政令第四号)(内閣府本府) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期

月一七日とすることとした。

める政令 (政令第五号)(内閣府本府) に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定 二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第 子どもの貧困率

相対的に貧困の状況にある一八歳未満の者の

2 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進 学 率 る割合をいうこととした。(第一項関係) 定した数が一八歳未満の者の総数のうちに占め 数として厚生労働大臣が定めるところにより算

た。(第二項関係) に入学した者の数の占める割合をいうこととし 含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程 育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を のうちにその年度の翌年度に高等学校 (中等教 支援学校の中学部を含む。)を卒業した者の総数 度に中学校 (中等教育学校の前期課程及び特別 六条第一項に規定する被保護者であってその年 生活保護法 (昭和二五年法律第一四四号)第

3 この政令は、子どもの貧困対策の推進に関す した。 る法律 (平成二五年法律第六四号) の施行の日 (平成二六年一月一七日)から施行することと

第六号(内閣府本府) 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(政令

2 この政令は、子どもの貧困対策の推進に関す 官の職務につき所要の整備を行うこととした。 る法律の施行の日 (平成二六年一月一七日) か 二五年法律第六四号)の施行に伴い、政策統括 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成

ら施行することとした。

- こととした。(第二条関係) どもの貧困対策会議に諮って定めるものとする 対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が子 この政令に定めるもののほか、子どもの貧困
- 3 この政令は、子どもの貧困対策の推進に関す した。 る法律 (平成二五年法律第六四号)の施行の日 (平成二六年一月一七日)から施行することと

及び地方整備局長等に委任するものとすること 限及び国土交通大臣の権限の一部を財務局長等 する政令 (政令第八号) 内閣府・国土交通省) 益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正 不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係 内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権

令の一部改正関係

官

内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権

- 三 不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴 う経過措置 (附則第二条関係)
- 対してした届出又は提出とみなすこととしは、相当の財務局長等又は地方整備局長等に 又は国土交通大臣に対してした届出又は提出 四項若しくは第七項の規定により金融庁長官 一項、第三三条又は第四〇条の二第二項、第(以下「法」という。)第一〇条、第一一条第
- なければならない事項で、この政令の施行前 官又は国土交通大臣に対し届出又は提出をし 第四項若しくは第七項の規定により金融庁長 第一項、第三三条又は第四〇条の二第二項、

子どもの貧困対策会議令(政令第七号)、内閣府

きは、会長があらかじめ指名する委員が、その 職務を代理するものとすることとした。(第一条 会長は、会務を総理し、会長に事故があると 兀

不動産特定共同事業法施行令及び犯罪による収

とした。(本則第一条関係) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行

とした。(本則第二条関係) 及び地方整備局長等に委任するものとすること 限及び国土交通大臣の権限の一部を財務局長等

この政令の施行前に不動産特定共同事業法

2 この政令の施行前に法第一○条、第一一条

法の規定を適用することとした。 出又は提出がされていないものとみなして、 出をしなければならない事項について当該届 長等又は地方整備局長等に対して届出又は提 に当該届出又は提出がされていないものにつ いては、これを、これらの規定により財務局

施行期日

るものとすることとした。 この政令は、平成二六年四月一日から施行す

令第九号 (厚生労働省) 国民年金法施行令等の一部を改正する政令(政

条の三の二関係) 親等以内の親族の順序とすることとした。(第四 者の順位を、死亡した者の配偶者、子、父母、 ることとされている未支給の年金を受けるべき 孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三 国民年金法施行令の一部改正関係 国民年金法第一九条第四項により政令で定め

| 厚生年金保険法施行令の一部改正関係

1

保険給付を受けるべき者の順位 で定めることとされている未支給の保険給付 厚生年金保険法第三七条第四項の未支給の 厚生年金保険法第三七条第四項により政令

2 厚生年金保険法附則第九条の二第五項の政 令で定める障害を支給事由とする年金たる給 改正を行うこととした。(第三条の二関係)

を受けるべき者の順位について、一に準じた

条の五関係) る障害基礎年金等を定めることとした。(第六 付について、障害厚生年金、国民年金法によ 令で定める障害を支給事由とする年金たる給 厚生年金保険法附則第九条の二第五項の政

三 この政令は、平成二六年四月一日から施行す ることとした。